

# 遺伝子組換え表示制度の在り方の検討に 当たっての論点(案)

平成29年9月  
消費者庁食品表示企画課

# 論点の整理

遺伝子組換え表示制度の在り方の検討に当たり、第2回検討会で実施した消費者団体等ヒアリング、第3回及び第4回検討会で実施した事業者等ヒアリングにおける意見も踏まえ論点を整理した。

## ① 表示義務対象範囲

論点1 表示義務対象品目の検討

論点2 表示義務対象原材料の範囲の検討

## ② 表示方法

論点3 消費者にとって分かりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の検討

論点4 「遺伝子組換えでない」表示をするための要件の検討

# ① 表示義務対象範囲

## 論点1 表示義務対象品目の検討

### 【論点とする背景】

(現 状) 食品表示基準では、遺伝子組換え食品としての安全性が確認された農産物(8品目)及びこれを原材料とする加工食品(33品目)を表示義務対象品目としている。

なお、加工食品については、表示の信頼性及び実行可能性の確保の観点から、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質(以下「組換えDNA等」という。)が検出可能なものに限定している。

(意 見) 消費者団体等ヒアリングにおいて、消費者が誤解することのないよう全ての加工食品を表示義務対象品目にすべきとの意見があった。

事業者等ヒアリングにおいて、表示の信頼性、実行可能性等の観点から組換えDNA等が検出できるものを義務表示対象品目にすべきとの意見があった。

## ① 表示義務対象範囲

### 論点2 表示義務対象原材料の範囲の検討

#### 【論点とする背景】

(現 状) 食品表示基準では、加工食品の表示義務対象原材料を、原材料の重量に占める割合が高い上位3品目までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上である原材料に限定している。

(意 見) 消費者団体等ヒアリングにおいて、表示義務対象原材料の範囲を拡大すべきとの意見があった。

事業者等ヒアリングにおいて、事業者の実行可能性を踏まえた検討すべきとの意見があった。

## ② 表示方法

### 論点3 消費者にとって分かりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の検討

#### 【論点とする背景】

(現 状) 食品表示基準では、分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品に「遺伝子組換え」である旨の表示を義務付けている。また、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物並びにこれを原材料とする加工食品に「遺伝子組換え不分別」である旨の表示を義務付けている。

(意 見) 消費者団体等ヒアリングにおいて、「遺伝子組換え不分別」表示の意味が分かりにくいとの意見があった。

事業者等ヒアリングにおいて、遺伝子組換え食品に関する問合せのうち、「遺伝子組換え不分別」表示の意味に関する問合せが多くを占めているとの意見があった。

## ② 表示方法

### 論点4 「遺伝子組換えでない」表示をするための要件の検討

#### 【論点とする背景】

(現 状) 食品表示基準では、分別生産流通管理が行われたことを確認することを条件に非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」旨を表示することができる(任意表示)。

なお、分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、大豆及びとうもろこしは遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性があることから、分別生産流通管理が適切に行なわれていれば、このような一定の「意図せざる」混入がある場合でも、「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができることとされている(消費者庁次長通知において、「5%以下」と規定)。

(意 見) 消費者団体等ヒアリングにおいて、①遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くことから改善が必要、②意図せざる混入の基準を引き下げるべきとの意見があった。

事業者等ヒアリングにおいて、意図せざる混入の基準を引き下げることは安定供給及びコストの観点から困難であるとの意見があった。